

(参考)

◎ 「一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について」 新旧対照表 ※赤字下線部分が改正箇所

| 改正後 | 改正前 |
|--|---|
| <p>○一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について（平成 17 年 3 月 31 日雇児保発第 0331003 号）</p> <p style="text-align: center;"><u>【最終改正】 令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 219 号</u></p> <p>消費税法施行令の一部を改正する政令(平成 17 年政令第 102 号。以下「改正政令」という。)が平成 17 年 3 月 31 日に公布され、これに伴い、消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成 17 年厚生労働省告示第 128 号。令和 5 年 3 月 31 日付改正により「消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」と改められた。以下「消費税告示」という。)が同日付で公示され、平成 17 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)より施行・適用されることとなったところである。</p> <p>これにより、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(<u>令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 218 号成育局長通知</u>。以下「証明書通知」という。)に基づき、各都道府県知事等から「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(<u>令和 6 年 3 月 29 日こ成保第 206 号成育局長通知</u>。以下「指導監督基準通知」という。)の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けた認可外保育施設については、その利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。</p> <p>また、平成 25 年度税制改正の大綱(平成 25 年 1 月 29 日閣議決定)において、「消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものが行う資産の譲渡等を加える」こととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、平成 25 年 4 月 1 日より、認可外保育施設のうち、幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園併設型施設についても、その利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。</p> <p>さらに、令和 2 年度税制改正の大綱(令和元年 12 月 20 日閣議決定)において、「消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、1 日当たり 5 人以</p> | <p>○一定の認可外保育施設の利用料に係る消費税の非課税措置の施行について（平成 17 年 3 月 31 日雇児保発第 0331003 号）</p> <p style="text-align: center;"><u>【最終改正】 令和 5 年 4 月 1 日こ成保第 3 号</u></p> <p>消費税法施行令の一部を改正する政令(平成 17 年政令第 102 号。以下「改正政令」という。)が平成 17 年 3 月 31 日に公布され、これに伴い、消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等(平成 17 年厚生労働省告示第 128 号。令和 5 年 3 月 31 日付改正により「消費税法施行令第 14 条の 3 第 1 号の規定に基づき内閣総理大臣が指定する保育所を経営する事業に類する事業として行われる資産の譲渡等」と改められた。以下「消費税告示」という。)が同日付で公示され、平成 17 年 4 月 1 日(以下「施行日」という。)より施行・適用されることとなったところである。</p> <p>これにより、「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付について」(<u>平成 17 年 1 月 21 日雇児発第 0121002 号雇用均等・児童家庭局長通知</u>。以下「証明書通知」という。)に基づき、各都道府県知事等から「認可外保育施設に対する指導監督の実施について」(<u>平成 13 年 3 月 29 日雇児発第 177 号雇用均等・児童家庭局長通知</u>。以下「指導監督基準通知」という。)の別添「認可外保育施設指導監督基準」(以下「指導監督基準」という。)を満たす旨の証明書(以下「証明書」という。)の交付を受けた認可外保育施設については、その利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。</p> <p>また、平成 25 年度税制改正の大綱(平成 25 年 1 月 29 日閣議決定)において、「消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、幼稚園併設型認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものが行う資産の譲渡等を加える」こととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、平成 25 年 4 月 1 日より、認可外保育施設のうち、幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園併設型施設についても、その利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。</p> <p>さらに、令和 2 年度税制改正の大綱(令和元年 12 月 20 日閣議決定)において、「消費税が非課税とされる社会福祉事業等の範囲に、1 日当たり 5 人以</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものとして都道府県知事等から当該基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものにおいて行われる保育を加える」こととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、令和2年10月1日（以下「令和2年一部改正の施行日」という。）より、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の当該基準を満たす施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。</p> <p>令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）において、「都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設において行われる保育について、消費税を非課税とする。」こととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、令和5年4月1日より、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。</p> <p>については、下記事項に留意の上、適切な取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済みであることを申し添える。</p> | <p>下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の基準を満たすものとして都道府県知事等から当該基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものにおいて行われる保育を加える」こととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、令和2年10月1日（以下「令和2年一部改正の施行日」という。）より、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち一定の当該基準を満たす施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。</p> <p>令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）において、「都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた認可外保育施設において行われる保育について、消費税を非課税とする。」こととされたことに伴い、消費税告示の一部改正が行われ、令和5年4月1日より、都道府県知事等から国家戦略特別区域内に所在する場合の外国の保育士資格を有する者の人員配置基準等の一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けた施設についてはその利用料に係る消費税が非課税とされることとなった。</p> <p>については、下記事項に留意の上、適切な取扱いに遺漏のないよう配慮されたい。</p> <p>なお、本通知の発出に当たっては、事前に国税庁課税部消費税室に通知済みであることを申し添える。</p> |
| 記 | 記 |
| <p>第1 消費税の非課税措置の内容</p> <p>1 非課税の対象となる認可外保育施設について</p> <p>非課税の対象となる認可外保育施設（以下「非課税対象認可外保育施設」という。）は、次の（1）及び（2）に限られること。</p> <p>（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項（認可外保育施設の届出）の規定による届出が行われた施設であって、法第59条第1項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市）にあつては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、消費税告示中第一</p> | <p>第1 消費税の非課税措置の内容</p> <p>1 非課税の対象となる認可外保育施設について</p> <p>非課税の対象となる認可外保育施設（以下「非課税対象認可外保育施設」という。）は、次の（1）及び（2）に限られること。</p> <p>（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第59条の2第1項（認可外保育施設の届出）の規定による届出が行われた施設であって、法第59条第1項の規定に基づく都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市、同法第252条の22第1項の中核市又は法第59条の4第1項の児童相談所設置市）にあつては、それぞれその長。以下同じ。）の立入調査を受け、消費税告示中第一</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| <p>から第四までの施設の区分に応じ、それぞれに定める要件のすべてを満たし、当該満たしていることにつき当該都道府県知事から証明書の交付を受けているもの</p> <p>(2) 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令 11 号）第 49 条の 2 第 3 号に規定する施設であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 3 項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けているもの又は同条第 10 項の規定による公示（以下「公示」という。）がされているもの（同条第 1 項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。）</p> <p>なお、消費税告示中第一から第四までの施設の区分に応じ、それぞれに定める要件は、指導監督基準と同じ内容であること。</p> <p>ただし、当該都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合の当該施設については、当該返還することを求められた日以後においては非課税の対象となる認可外保育施設に該当しないこと。</p> <p>(注 1) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく届出施設の範囲については、指導監督基準通知、「児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布について」（令和元年 9 月 27 日子発 0927 第 6 号子ども家庭局長通知）を参照されたい。</p> | <p>から第四までの施設の区分に応じ、それぞれに定める要件のすべてを満たし、当該満たしていることにつき当該都道府県知事から証明書の交付を受けているもの</p> <p>(2) 児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令 11 号）第 49 条の 2 第 3 号に規定する施設であって、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 3 条第 3 項の規定による認定（以下「認定」という。）を受けているもの又は同条第 11 項の規定による公示（以下「公示」という。）がされているもの（同条第 1 項の条例で定める要件に適合していると認められるものを除く。）</p> <p>なお、消費税告示中第一から第四までの施設の区分に応じ、それぞれに定める要件は、指導監督基準と同じ内容であること。<u>（消費税告示中第三に掲げる施設において雇用される保育に従事する者（消費税告示第三の二に規定する都道府県知事等が行う保育に従事する者に関する研修を修了していない者に限り、保育士又は看護師の資格を有する者を除く。）について、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由により、当該研修の修了が困難であると都道府県知事等が認めるときは、当分の間、当該保育に従事する者を当該研修を修了した者であるものとみなして、消費税告示第三の二に掲げる事項を満たすかどうかの判定を行うものとする経過措置が置かれていることに留意すること。）</u></p> <p>ただし、当該都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合の当該施設については、当該返還することを求められた日以後においては非課税の対象となる認可外保育施設に該当しないこと。</p> <p>(注 1) 法第 59 条の 2 第 1 項の規定に基づく届出施設の範囲については、指導監督基準通知、「児童福祉法施行規則及び厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部を改正する省令の公布について」（令和元年 9 月 27 日子発 0927 第 6 号子ども家庭局長通知）を参照されたい。</p> |

| 改正後 | 改正前 |
|---|--|
| <p>なお、認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設は、具体的には、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものを想定している。</p> <p>(注2) 当該都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合とは、証明書通知の別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」の第2の4により証明書の返還を求められた場合をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2 消費税の納税義務等</p> <p>1 略</p> <p>2 課税期間の途中において証明書の交付若しくは返還又は認定若しくは公示若しくはその取消があった場合の消費税の取扱いについて</p> <p>施設の運営事業者が納税義務者である場合の当該事業者が、課税期間の途中において証明書の交付を受けた場合又は認定を受け若しくは公示がされた場合にあつては当該証明書の交付を受けた日又は認定を受け若しくは公示がされた日以後の利用料が、また、課税期間の途中において証明書の返還を求められた場合又は認定こども園法第7条第1項の規定による認定の取消(以下「認定の取消」という。)若しくは同条第3項の規定による公示の取消(以下「公示の取消」という。)がされた場合にあつては当該証明書の返還を求められた日又は認定の取消若しくは公示の取消の日の前日までの利用料が、それぞれ非課税となるものであって、これ以外の期間の利用料については課税期間の課税売上高に含める必要があること。</p> <p>第3 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> | <p>なお、認可外保育施設の届出の対象となる幼稚園併設施設は、具体的には、幼稚園における子育て支援活動等と独立して実施されており、余裕教室や敷地内の別の建物など園児と区分された専用のスペースで専従の職員による保育が実施されているものを想定している。</p> <p>(注2) 当該都道府県知事から当該証明書を返還することを求められた場合とは、証明書通知の別紙「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書交付要領」の第2の4により証明書の返還を求められた場合をいう。</p> <p>2・3 (略)</p> <p>第2 消費税の納税義務等</p> <p>1 略</p> <p>2 課税期間の途中において証明書の交付若しくは返還又は認定若しくは公示若しくはその取消があった場合の消費税の取扱いについて</p> <p>施設の運営事業者が納税義務者である場合の当該事業者が、課税期間の途中において証明書の交付を受けた場合又は認定を受け若しくは公示がされた場合にあつては当該証明書の交付を受けた日又は認定を受け若しくは公示がされた日以後の利用料が、また、課税期間の途中において証明書の返還を求められた場合又は認定こども園法第10条第1項の規定による認定の取消(以下「認定の取消」という。)若しくは同条第3項の規定による公示の取消(以下「公示の取消」という。)がされた場合にあつては当該証明書の返還を求められた日又は認定の取消若しくは公示の取消の日の前日までの利用料が、それぞれ非課税となるものであって、これ以外の期間の利用料については課税期間の課税売上高に含める必要があること。</p> <p>第3 (略)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> |